

機構専攻医研修カリキュラムに関するFAQ

更新：2025/12/15

＜目次＞

1. 研修登録について
2. 研修システム・研修内容について
3. 研修中の異動・中断について
4. 機構認定専門医試験受験について

＜研修登録について＞

Q1 研修カリキュラムに登録するための要件を教えてください

A1 指定の基本領域（救急科・麻酔科・内科・小児科）の専門医資格を所持している、もしくは専門医研修プログラムが修了していることです。（専門医取得の有無は問いません）
※指定の基本領域として、外科、脳神経外科の追加を予定しています。

Q2 基本領域の研修が修了していないのですが、見込みで専攻医登録をしてよいですか？

A2 見込みでの登録は可能です。専攻医登録の際に、プログラム状況を「プログラム修了見込み」として登録ください。研修開始日は必ず基本領域の研修修了後の日付を設定ください。基本領域のプログラム修了後、研修修了証票をアップロードいただき承認されると、登録した研修開始日以降の症例の登録を開始することができます。

Q3 研修を開始したいのですが、どの施設に申請を行えばよいですか？

A3 機構認定の専門研修施設/研修協力施設に勤務し、その施設で研修開始申請を行う必要がございます。申請前に、専門研修施設の研修統括責任者（研修協力施設の場合は研修実施責任者）と研修開始日等について申し合わせのうえ、研修開始申請を行ってください。

Q4 他領域の研修中ですが、一緒に研修を進めることは可能ですか？

A4 機構認定の研修プログラム・カリキュラムは並行不可です。期間中に受講できるのは一つの研修のみです。

Q5 内科認定専門医（認定内科医）は研修登録ができますか？

A5 内科認定専門医（認定内科医）も、内科専門医研修プログラム修了者と同じように研修登録することができます。

Q6

救急科・麻酔科・内科・小児科【以外】から専攻医登録はできますか？

救急科、麻酔科、内科、小児科以外の基本領域からは、機構認定の集中治療科研修カリキュラムへの登録

A6

はできません。

※指定の基本領域として、外科、脳神経外科の追加を予定しています。

Q7

専攻医について、施設への常勤は必要ですか？

A7

患者の治療方針の決定などの管理を主体的に行うには、常勤であることが必要と考えております。

Q8

集中治療室での専従/専任は必要ですか？

A8

カリキュラム制なので、ICUでの専従/専任は必要ありません。2年間、研修施設内であればどこに所属していても研修可能です。(例：救急科、麻酔科、手術室、など)

Q9

集中治療室での連続研修は必要ですか？

カリキュラム制なので、ICUの連続研修の必要はありません。

A9

2年間の研修中にICUの連続研修がなくても、研修カリキュラムをこなせば集中治療科カリキュラム研修を修了することができます。

Q10

他部署(手術室など)での研修は可能ですか？

A10

専門研修施設/研修協力施設内で、かつ専門研修指導医の指導下であれば、院内のどの部署(手術室など)でも研修は可能です。

Q11

基本領域の研修修了を証明する証書が手元にありません。どのようにすればよいですか？

原則、日本専門医機構の専門研修プログラム管理システムから、専門研修修了認定証をダウンロードし、当学会の機構専攻医研修管理システムへアップロードしてください。研修修了認定証の発行に時間を見します場合には、各学会ごとに発行される修了認定証など、どの基本領域の研修をいつ修了したかがわかる証書をアップロードしてください。

A11

証書が統括責任者に承認されると、症例の登録を開始することができます。

Q12

年度途中から研修を開始することは可能ですか？

A12

機構専攻医研修管理システムでは、一年を通して随时研修開始申請を行うことが可能です。研修期間は原則2年間以上のため、開始月から数えて最短2年後に修了が可能です。

※専門医試験は、毎年6月に申請、10月に筆記試験を予定しています。

Q13 時短勤務の際、週の勤務時間の目安などありますか？

A13 研修施設または協力施設の病院に勤務していれば、勤務時間の条件はありません。

Q14 外勤は週何回まで認められますか？

A14 勤務時間の条件はありませんので、1年間で必要なカリキュラム症例を満たせば、外勤の回数なども決まりません。

Q15 既に学会認定の専門医研修を進めていますが（学会認定の専門医資格を取得予定ですが）、機構認定の研修カリキュラムを取り直した方がよいですか？

A15 そのまま学会認定の専門医研修を続けていただいて問題ございません。2027年までは移行期間のため、機構認定の専攻医と同時並行で進めていただくことも可能です。学会認定専門医試験に合格した場合は、機構認定の専攻医としての登録から外れることになります。学会認定専門医は、今後更新のタイミングで機構認定専門医に切り替わっていく予定ですが、切り替え時期については日本専門医機構の方針が決定次第お知らせいたします。

Q16 研修期間の算出について、月の途中から研修を開始した場合、研修修了日も月の途中になりますか？

研修を2日～31日の日付で開始した場合でも、その日が含まれる月を「1ヶ月」として計算します。また、異動日等が月の末日以前でも、その月を「1ヶ月」として計算します。

例) 2024年6月20日に研修を開始 →2024年6月を「1ヶ月」として計算

A16 2025年3月15日にA施設を退職 →2025年3月を「1ヶ月」として計算

2025年4月10日からB施設で研修を再開 →2025年4月を「1ヶ月」として計算

2026年5月31日に要件を満たし、研修修了 →2024年6月～2026年5月の2年として計算

※1ヶ月の間に二つの施設に在籍する場合は、合計「1ヶ月」として計算

Q17 一つの研修施設で専攻医の受け入れは何人まで認められますか。

専攻医の受け入れ人数については、以下を目安としております。

・指導医1名に対し、専攻医4名

A17 ・専門医1名に対し、専攻医2名

ただし、受け入れ人数についてはあくまで目安となりますため、参考定員数を越えての受け入れ・承認も可能です。

<研修システム・研修内容について>

Q18 研修管理システム上で、証票アップロードの際に間違えた証票をアップロードしてしまいました。

A18 施設の統括責任者の承認前でしたら、証票アップロード画面から「取下げ」のうえ再アップロードが可能です。統括責任者の承認済みの場合は、正しい証票データを添付の上、学会事務局までメールで連絡ください。

Q19 専攻医が症例を登録する際に、指導医の選択ができず申請ができません。

A19 施設の指導医の設定がされていないと考えられます。
統括責任者、もしくは実施責任者の画面から、指導医の登録・役割付与を実施してください。

Q20 専攻医が症例を登録する際に指導医が選べますが、誰を選択すればよいですか？

A20 症例の指導を行った指導医を選択してください。
ただし、施設内で調整・申し合わせができていれば、他ユニットの指導医への申請も認めます。

Q21 統括責任者が研修開始申請の承認をする際に、実施責任者の選択ができず承認ができません。

A21 施設の実施責任者の設定がされていないと考えられます。
統括責任者の画面から、実施責任者の登録・役割付与を実施してください。

Q22 指導医が症例を承認する際に実施責任者が選べますが、誰を選択すればよいですか？

A22 症例の研修を行ったユニットの実施責任者を選択してください。
ただし、施設内で調整・申し合わせができていれば、他ユニットの実施責任者への申請も認めます。

Q23 研修カリキュラム開始前の経験を経験症例・症例レポートとして提出してよいですか？

A23 登録いただく経験症例・症例レポートは、研修期間中に経験した症例のみが対象となりますため、研修カリキュラム開始以前の経験は対象外となります。

Q24 院内ICUだけでなく、HCU、救命センターの症例も登録可能ですか？

A24 重症患者の症例であれば院内ICU以外の症例も可能です。その際、必ず集中治療科の指導医のもとで行う症例である必要があります。

Q25

症例レポートの病歴の入力について、「① 重症と判断し、ICUに入室した旨を記載している。※重症度評価を記載すること」とありますが、ICUへ入室した症例のみが対象となるのでしょうか？

A25

症例レポートの病歴の入力に際しての「ICU」は「重症患者を管理する部屋」と定義します。ICUに限らず、重症患者を管理する部屋での症例の登録が認められるため、重症度評価は必須です。評価をする指導医は、入力された重症度評価をもとに、承認の可否を確認ください。

Q26

カンファレンスに関して教えてください

A26

(1)勤務交代カンファの記録や、(2)関係各科とのカンファ、(3)死亡症例検討の記録、(4)コメディカルとのカンファの記録などが、カルテなどに記載され、実地審査の際に確認できるようにしてください。

Q27

病院側の協力が得られず、医師の勤務交代時のカンファレンスや死亡症例の検討会など、新制度施設基準に含まれる内容の多くが施行されていません。既に認定された施設に対して、今後実地審査は行われる予定はありますか？

A27

必要に応じて、認定済みの施設に対しても実地審査は行われます。
実地審査時に確認ができないと、施設の認定を取り消される可能性があります。

Q28

業績に学術論文は必須ですか？

A28

査読採択制の医学雑誌へ筆頭著者として1編以上の学術論文は必須です。ただし、これまでにアクセプトされた論文は全て対象として認められます。（例えば、基本領域研修中の論文や、集中治療領域以外の論文でも認められます）

論文には、原著、総説あるいは症例報告、短報、レターも含まれます。
投稿中の論文でも、採択通知があれば登録が可能です。
採択通知と最終原稿のPDFデータを準備し、申請ください。

Q29

「到達レベルA:集中治療担当医として診療に参加」とはどのレベルの参加を言いますか？

A29

原則として、実際に集中治療担当医として診療に参加した症例が、登録可能です。
レベル到達の可否は、指導医・実施責任者が判断してください。

Q30

「到達レベルB：間接的に経験している（日勤・夜勤・休日勤務で担当 or 症例カンファレンスに参加）」とはどのレベルの参加を言いますか？

A30

症例（患者）の集中治療担当医ではないが、日勤・夜勤・休日勤務で対応を行った、または、症例カンファレンスに参加するなど間接的に症例に関わった経験が登録可能です。
レベル到達の可否は、指導医・実施責任者が判断してください。

Q31 「到達レベルC：e-learning、hands-onセミナーで学習」とはどのレベルの参加を言いますか？

A31 日本集中治療医学会や学会が認める関連学会のe-learning、hands on セミナーが対象となります。施設独自のセミナーは不可とします。受講を証明する書類のアップロードが必要となります。
※学会に付帯したシミュレーションコース（JATECやJBLSなど）への参加も、対象となります。

Q32 症例レポートにおいて「集中治療担当医として、患者管理や治療方針の決定に当った経験症例」とは具体的に何をしていれば「集中治療担当医として、患者管理や治療方針の決定に当った」とみなされますか？

A32 カルテに名前を記載してください、その上で指導医の判断となります。
※実地審査が入る場合、集中治療担当医として診療に参加していたか、対象となる症例のカルテやカンファレンスの記録を確認します。その際に、その医師が診療に関わり、到達レベルをみたしていることがわかるように記載してください。担当していた証跡が確認できない場合、申請した症例は不承認となります。

Q33 一件の症例レポートに関して、経験症例を3項目まで登録可能のことですが、レポートにしない症例に関しても経験症例の必修・選択項目として登録は可能ですか？

A33 レポートにしない症例についても、一症例に対して、経験症例画面から最大3項目まで必修・選択項目の登録が可能です。その時、「到達レベルAの病態」に関する項目は1件まで、「到達レベルB・Cの病態」と「手技」に関する項目は複数登録が可能です。なお、症例レポートと合わせて経験症例を登録する際、「到達レベルAの病態」に関する項目は登録不可となります。

Q34 経験症例の登録について、「「経験すべき実施項目（必修）」および「経験が望ましい実施項目（選択）」との重複は1症例あたり計3項目までとする」との記載がありますが複数人で1つの症例に関わった場合、「計3項目」は各自で計3項目となりますか、もしくは対象の1症例に対して計3項目となりますか？

A34 まず原則として、1症例に対し一名の専攻医の担当とします。ただし、特殊な症例では一つの症例に対し実際に複数の専攻医が関わることがありますので、症例に対して複数名での登録は可能です。
登録が可能となるのは1症例に対して計3項目となるため、複数の専攻医で担当した場合、誰がどの経験症例を登録するか相談の上、登録を行ってください。

Q35 360度評価について、評価のフォーマットなどありますか？

A35 360度評価のフォーマットはございません。各施設でご用意ください。
360度評価に際しては、施設内の多職種からの意見を総合的にご判断ください。
研修管理システムの360度評価の結果入力欄には、評価実施日・360度評価実施有無・評価結果を登録ください。

Q36	<p>外勤先での経験症例が、なかなか承認されません。 外勤先施設のため、指導医、実施責任者、統括責任者への状況の確認が難しいです。</p>
A36	<p>外勤先施設の施設名と、承認待ちとなっている症例の申請番号を、事務局までお知らせください。 対象施設への状況の確認を行います。</p>
Q37	<p>経験症例、症例レポート、業績は、研修カリキュラム開始以前のものを登録できますか？</p>
A37	<p>経験症例、症例レポート、学会発表、学会出席、研究倫理教育講習については、研修期間内の経験のみが対象となります。研修開始日以前のものは登録不可となります。 ただし学術論文のみ、基本領域で作成した論文など、研修開始以前の論文を使用することができます。</p>
Q38	<p>研修開始日以降、研修施設に在籍していない中断期間中の業績は登録できますか？</p>
A38	<p>経験症例、症例レポートは、研修施設に在籍している期間内の症例のみが対象となります。 学会発表、学会出席、研究倫理教育講習については、中断期間中の業績も認められます。 学術論文は研修期間に関わらず、基本領域で作成した論文など、研修開始以前の論文を使用することができます。</p>
Q39	<p>経験症例、症例レポートの承認上限数における「一年」はどういった期間になるでしょうか。</p>
A39	<p>各専攻医の研修開始日を基準として、「一年」が設定されています。 例えば研修開始日が2025年7月7日の専攻医の場合、症例の処置日・受持ち期間に対して、 一年目：2025年7月7日～2026年7月6日 二年目：2026年7月7日～2027年7月6日、として承認上限数が管理されています。 ※症例の登録日、承認日には関係いたしません。</p>
Q40	<p>学術集会に出席、学術集会で発表を行いましたが、情報が反映されていないようです。 専攻医自身での対応など必要でしょうか。</p>
A40	<p>学術集会の出席、発表の登録は事務局にて行います。通常、学術集会終了後、データの登録まで2～3ヶ月のお時間をいただいております。学術集会終了後、3ヶ月を過ぎても反映が確認できない場合、事務局までお問合せください。 また、研修の修了判定のために急ぎで反映が必要な場合も、事務局までお問合せください。</p>
Q41	<p>未対応タスクのお知らせのメールが届きますが、対象のタスクが見当たりません。</p>
A41	<p>指導医、実施責任者、統括責任者の複数の役割を兼任されている場合、タスクは各役割の画面ごとに表示されますので、メール内で「○○タスク ○件」と記載された対象の役割画面をご参照ください。 そのうえでタスクが見当たらない場合は、事務局までお問合せください。</p>
Q42	<p>研修管理システムに登録した症例は、学会認定での専門医新規申請の診療実績表に記載しても良いでしょうか。</p>
A42	<p>機構認定と学会認定は別の制度ですので、機構認定の専攻医研修として研修管理システムに登録した症例を、学会認定での専門医新規申請の診療実績表に記載しても重複とは見なされません。</p>

<研修中の異動・中断について>

Q43 研修カリキュラムを中断した場合はどうなりますか？

A43 研修開始後原則2年～最長5年で研修カリキュラムをこなす必要があります。施設の異動、留学、妊娠出産等で研修を中断される場合は、機構専攻医研修管理システム上から異動登録を行い、研修を中断してください。研修に復帰される際に再度異動先研修開始申請を実施してください。専門医申請の際に規定フォーマットの在職証明書を提出していただき、システム上の研修期間と照合いたします。勤務期間が2年を満たしていない場合、筆記試験に進めませんのでご注意ください。

Q44 研修中に施設を異動した場合はどうなりますか？

異動先が専門研修施設/研修協力施設であれば、研修の継続は可能です。

A44 異動による専攻医の受け入れの可否は、異動先施設の責任者とご相談ください。

※なお異動前の施設での経験症例・症例レポートは、異動前施設での承認が必要となります。

Q45 研修中に専攻医が他の研修施設へ異動する（異動した）のですが、申請はどうすればよいですか？

<専攻医>

機構専攻医研修管理システム上から、

- ①異動登録（異動日の登録）
- ②異動先施設への研修開始申請 を行ってください。

A45 <統括責任者>

異動前の施設の統括責任者は、既に申請されている症例の統括責任者承認対応と、専攻医の異動後にも該当の専攻医から症例の申請があった際に承認対応をお願いいたします。

異動先の施設の統括責任者は、専攻医と受け入れの申し合わせの上、研修開始申請の承認をお願いいたします。

Q46 3月で研修施設での研修カリキュラムを修了し、4月から別の施設に異動を予定しています。研修の修了判定をまだ受けていないのですが、在籍施設の異動申請は必要でしょうか。

A46 研修の修了判定は、3月まで研修を受けていた施設の統括責任者に判定いただく必要があるため、研修管理システム上では異動申請を出さずに、元の研修施設で修了判定を受けてください。

<機構認定専門医試験受験について>

Q47 機構専門医の専門医試験は学会認定専門医と同様、書類審査後の受験になりますか？

A47 機構認定制度の場合、最短2年間での研修カリキュラム修了のうえ、専門医申請をしていただきます。申請書をもとに専門医制度・審査委員会による症例レポートチェック、書類審査の後、筆記試験の流れとなります。専門医制度・審査委員会による症例レポートチェック、書類審査の際に研修内容に不備が見つかった場合は、申請取り下げとなりますのでご注意ください。

Q48 研修修了後、筆記試験は何回まで挑戦することが可能ですか？

A48 研修修了日から5年以内までとなります。